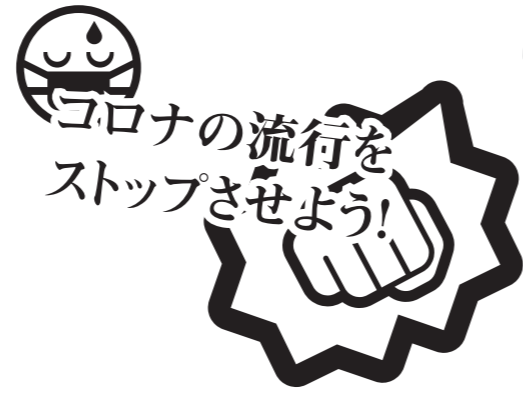


新型コロナウイルス対策特別版 第6号 (令和2年6月26日発行)

広報 ときがわ



新型コロナウイルスに関連する支援内容 (令和2年6月26日現在)

住民の方への支援

- ・特別定額給付金
問 企画財政課 ☎ 65-0404
- ・子育て世帯への臨時特別給付金
問 福祉課 ☎ 65-0813
- ・地方税の猶予
問 税務課 徴収担当 ☎ 65-0811
- ・浄化槽使用料の猶予
問 建設環境課 環境担当 ☎ 65-0814
- ・水道料金の猶予
問 水道課 ☎ 65-1555
- ・休業者・失業者へ貸付
問 社会福祉協議会 地域福祉担当 ☎ 65-1536

事業者の方への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により受け
ることができる支援制度のまとめ (町 HP)
https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=46478
.....
持続化給付金、埼玉県中小企業・個人事業主
支援金 (追加支援)、地方税の猶予、資金繰
り支援 (融資制度、信用保証、セーフティネッ
ト貸付、マル経融資)、社会福祉施設への融資、
時間外労働等改善助成金 (テレワーク新規導
入の助成金、特別休暇の規定整備の助成金)、
小学校休業等対応助成金・支援金

中小企業者等相談窓口 (町 HP)
https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=46482

事業者の方向けの支援内容 (新しく追加された分)

事業者に対しての支援内容が追加されました。詳しくは HP をご覧ください。

県 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金【第2弾】(給付金) ☎0570-000-678 または ☎048-830-8291 (県相談窓口)
【URL】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0812/coronashientsuika.html>
【給付額】 10 万円

【対象】 5月12日～5月31日に16日間以上休業している県内の中小企業・個人事業主 等

国 家賃支援給付金 (給付金) ☎ 03-3501-1511 (経済産業省)
【給付額】 法人：上限 100 万円 / 月 個人事業主：上限 50 万円 / 月
【対象】 5月～12月のひと月の売上が前年同月比で 50% 以上減少、または 3 か月で 30% 以上減少している中堅企業～個人事業者 等

国 新型コロナ対応休業支援金 (補償金) ☎ 0493-22-0240 (ハローワーク東松山)
【給付額】 月額上限 33 万円
【対象】 週 20 時間以上働いている雇用保険被保険者 等

その他、国の雇用調整助成金 (休業手当に要した費用の助成) の制度が一部拡大され、①対象労働者 1 人当たりの上限が 15,000 円まで上昇 ②助成率が一律 10/10 に変更 といった拡大がされました。

担当課 (問い合わせ先) 産業観光課 ☎ 65-1532

国 両立支援等助成金 介護離職防止支援コース (助成金) ☎ 048-600-6210 (埼玉労働局)
【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000639624.pdf>
【助成額】 20 万円 (休暇の取得日数合計 5 日以上 10 日未満)・35 万円 (合計 10 日以上)
【要件】 法定のものとは別に介護のための有給休暇を設け、社内に周知した事業者で、新型コロナ
ウイルス感染症の影響で労働者とその休暇を合計 5 日以上取得したこと 等

新型コロナウイルスの影響による役場関連の情報 (令和2年6月26日現在)



役場業務

本庁舎・第二庁舎ともに開庁
(水道課の土日祝日の料金収受窓口は6月から再開しています)

通常勤務をしています。来庁される際は、マスクの着用にご協力をお願いします。



施設

利用休止 ※予約も不可

- ・文化センター (9月末まで)
- ・小中学校運動場・体育館 (9月末まで)

再開

- ・町立図書館
- ・雀川砂防ダム公園
- ・親水公園グランドゴルフ場
- ・玉川運動場
- ・本郷第1球場 (夜間照明含む)
- ・本郷第2球場
- ・西平運動場 (テニスコート含む)
- ・玉川公民館
- ・都幾川公民館 (図書室含む)
- ・体育センター
- ・玉川トレーニングセンター
- ・トレッキングコース駐車場 (西平)
- ・温泉スタンド
- ・三波深谷駐車場
- ・木のむら物産館
- ・いこいの里大附
- ・やすらぎの家
- ・都幾川四季彩館 (バーベキュー広場含む)
- ・建具会館加工所
- ・健康広場館
- ・活き生き活動センター
- ・たまがわ子育て支援センター (予約制)

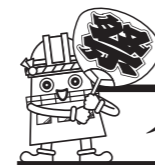
(7/1～) **新** 川の広場バーベキュー場 **新** 星と緑の創造センター

(7/2～) **新** くぬぎむら体験交流館 (7/4～) **新** 木のむらキャンプ場



学校

新 生涯学習施設の一部を使用し授業を行っていましたが、6月末日で終了し、7月から各学校内で授業を行います。生涯学習施設を利用していた方にはご理解をいただき、ありがとうございました。



イベント等

中止

- ・町民体育祭 (10月4日目の予定でした)
- ・ときがわ町防災訓練 (9月6日目の予定でした)
- ・ときがわもみじ太鼓まつり
- ・ときがわ納涼まつり
- ・星空観望会



サービス

再開

- 新** (7/1～) 温泉利用補助券の交付 (福祉課)
- ・地域支え合いサポート事業 (社会福祉協議会)
- ・福祉有償運送 (社会福祉協議会)
- ・せせらぎホール内レンタサイクル

新型コロナウイルスに関連する町からのお知らせ (令和2年6月26日現在)

健康づくり支援（体育施設使用料の減免）のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自粛生活での運動不足が心配されます。町では、町民のみなさまの健康の維持・増進と経済的負担の軽減を図るため、健康づくり支援として下記のとおり体育施設の使用料を減免します。

【対象施設】 体育センター、玉川トレーニングセンター、
玉川運動場、西平運動場（テニスコート含む）、
本郷第1球場（夜間照明含む）、本郷第2球場

【対象者】 町内在住・在勤の方、体育施設登録団体の方

【免除期間】 6月1日～9月30日 ※条例で定めた額の全額を免除します。

【減額期間】 10月1日～令和3年3月31日 ※条例で定めた額の1/2を減額します。

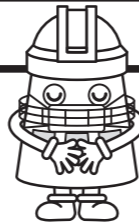
担当課（問い合わせ先） 生涯学習課 ☎ 65-2656 体育センター ☎ 65-3830



寄附をいただきました

匿名の方から、新型コロナウイルス感染症対策費用として、2万円の寄附をいただきました。大切に使用させていただきます。心より御礼を申し上げます。

担当課（問い合わせ先） 企画財政課 ☎ 65-0404



手指消毒用アルコール配布の受取

6/3～11の配布期間に受取ることができなかった方は、下記の日程でも受取ることができます。（代理受領も可）

6月30日(火)まで

保健センター（平日9時～16時）

6月27日(土)・28日(日)・7月4日(土)・5日(日)

玉川公民館（9時～16時）

6月30日(火)

町民課（本庁舎）（17時～19時）



回覧板エチケット

見る前、回す前に必ず
手洗い、手指消毒を！

新しい生活様式の一覧を
ご覧になりたい方は厚生労働省HPへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

その他のお知らせ

令和2年度 国民健康保険税の納税通知書を送付します

国民健康保険税は、今年度に予測される医療費の総額から、国などの補助金と皆さんが医療機関などで支払う一部負担金を差し引いた額を、国保加入世帯の人数、所得に応じて負担していただく町税です。令和2年度国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に郵送します。7月17日を過ぎても納税通知書が届かない方は、税務課国民健康保険税担当へお問い合わせください。

◎ 均等割額の軽減制度

平成31年1月から令和元年12月までの1年間の総所得金額等が一定額を超えない世帯の場合、均等割額を7割、5割または2割軽減します。対象となる世帯は、所得金額により判定します。**必ず、世帯全員の住民税の申告をしてください**（確定申告をした方は必要ありません）。

担当課（問い合わせ先） 税務課 ☎ 65-0811

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に対して、国が定める基準に基づき国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料を減免します。対象世帯（者）、減免額、対象となる税額（保険料）等の詳細につきましては、令和2年度納税通知書（令和2年7月発送予定）の同封資料または町ホームページでご確認ください。**減免の申請は、令和2年度納税通知書で税額（保険料）を確認した上で、申請してください。**

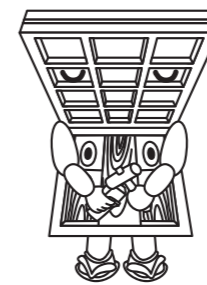
担当課（問い合わせ先）

◎ 国民健康保険税の減免について 税務課 ☎ 65-0811

◎ 介護保険料の減免について 福祉課 ☎ 65-0813

◎ 後期高齢者医療保険料の減免について 町民課 ☎ 65-0812

広報ときがわ
7月号は、
発行を休止
します。
再開は8月号
からです。



コロナの最新情報も随時配信！
**防災情報配信サービスへ
ぜひ登録を**

◆ 登録方法は

t-tokigawa@sg-m.jp

へ空メール

発行 ときがわ町新型コロナウイルス感染症対策本部（ときがわ町役場総務課） ☎ 65-1521（代）
https://www.town.tokigawa.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=46759（対策まとめ）



新型コロナウイルスに関する相談は、
埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターへ！

☎ 0570-783-770